

酪農年金制度のご案内

～拠出型企業年金保険～

【拠出型企業年金保険は、自助努力による老後保障資金の準備を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・【加入勧奨資料】の内容をご確認いただき、給付事由・給付(予想)額・払込保険料等の内容がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込下さい。】

● ご希望の年金種類・年金額を自由に設計できます。

ご加入者が満65歳になった時に、3種類の年金種類から選択できます。
年金額は加入口数により、また随時払のご利用で、自由にきめることができます。

● ご家族に対する保障機能もかねそなえております。

年金受給開始(65歳)後、年金の保証期間内に、ご加入者にご不幸があった場合、残りの保証期間、遺族に同額の年金または一時金が支払われます。またご加入者に、年金受給開始以前にご不幸があったときは遺族一時金が支払われます。
※遺族受取人となる者の範囲および順位は、配偶者・子(子が死亡している場合には、その直系卑属)・父母・祖父母・兄弟姉妹の順とし、同順位の者が複数ある場合は均等割(但し、年金受取開始後に死亡の場合は最年長者)となります。

● 若いうちにご加入されるほど効率的です。

同じ掛金でも、加入年齢が若い方ほど、払込年数、利息効率等により受取る年金額が多くなります。

● 随時払の利用で、年金額を増やすことができます。

満45歳以上の加入者については随時払をご利用することができ、年金額を増やすことができます。

● 掛金のお支払方法も簡単です。

掛金は乳代より控除させていただきますので、面倒な振込みなどは一切ありません。



お問い合わせ先

一般社団法人全国酪農協会 共済担当

東京都渋谷区代々木 1-37-2 酪農会館5階 TEL 03-3370-5488

【給付額試算表】

月払1口 5,000円についての概算

単位：円

年数	掛金累計	年金月額				
		一時金	10年確定年金	15年確定年金	10年保証終身年金(男)	10年保証終身年金(女)
1年	60,000	約 58,580	約 507	約 346	約 276	約 237
3年	180,000	177,150	1,534	1,048	836	717
5年	300,000	297,600	2,578	1,761	1,404	1,205
7年	420,000	419,960	3,638	2,485	1,982	1,700
10年	600,000	607,120	5,260	3,593	2,865	2,458
15年	900,000	928,900	8,048	5,497	4,384	3,761
20年	1,200,000	1,263,360	10,946	7,477	5,962	5,116
25年	1,500,000	1,610,990	13,958	9,535	7,603	6,524
30年	1,800,000	1,972,290	17,089	11,673	9,308	7,987
35年	2,100,000	2,347,820	20,342	13,896	11,080	9,508
40年	2,400,000	2,738,140	23,724	16,206	12,923	11,088
45年	2,700,000	3,143,850	27,240	18,607	14,837	12,731

随時払1口 500,000円についての概算

単位：円

年数	掛金累計	年金月額				
		一時金	10年確定年金	15年確定年金	10年保証終身年金(男)	10年保証終身年金(女)
1年	500,000	約 490,530	約 4,250	約 2,903	約 2,315	約 1,986
3年	500,000	498,380	4,318	2,949	2,352	2,018
5年	500,000	506,330	4,387	2,996	2,389	2,050
7年	500,000	514,380	4,456	3,044	2,427	2,083
10年	500,000	526,650	4,563	3,117	2,485	2,132
15年	500,000	547,680	4,745	3,241	2,584	2,217
20年	500,000	569,470	4,934	3,370	2,687	2,306

※給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

・試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- (1)1900口を常に維持していること。
- (2)加入者全員の掛金が払込期日に入金されたものであること。
- (3)給付額試算表の金額は、引受保険会社の予定利率(1%)で計算しております。
- ・年金は毎年1・4・7・10月に直前3ヵ月分がまとめて支払われます。
- ・給付額試算表の金額には、配当金を加算していません。
- ・毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には年金開始前は積立金へ充当し、年金開始後は年金に加算してお支払いします。
- ・年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。
- ・加入口を合計した年金月額が1万円未満の場合は一時金でのお受取となります。
- ・年度途中で脱退または死亡したときは、月単位で計算した金額が支払われます。
- ・終身年金は65歳年金開始の数値です。

◎年金プランのたてかた

この年金制度から、老後毎月いくらの年金を受け取りたいか(希望年金月額)を、お決めになれば、そのために何口加入すればよいかが容易に試算できます。

◆月払コース、3口加入(月掛金15,000円)で65歳以降受け取る年金月額

加入時年齢	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳
10年確定年金	約81,720円	約71,170円	約61,020円	約51,260円	約41,870円	約32,830円
15年確定年金	55,820円	48,610円	41,680円	35,010円	28,600円	22,430円
10年保証終身年金(男)	44,510円	38,760円	33,240円	27,920円	22,800円	17,880円
10年保証終身年金(女)	38,190円	33,260円	28,520円	23,960円	19,570円	15,340円

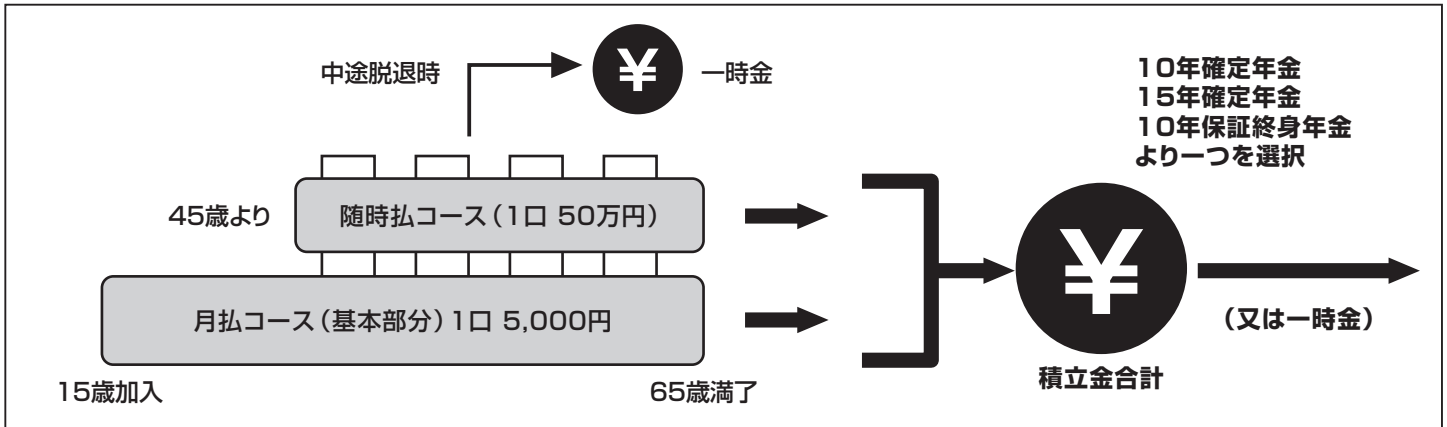
◆月払コースと随時払コースとの併用で65歳以降受け取る年金月額

◎男性45歳で加入の場合		10年確定年金	10年保証終身年金
月払	4口加入(月掛金2万円) ……年金月額	約 43,780円	約 23,840円
随時払	2口加入(一括払掛金100万円) ……年金月額	9,860円	5,370円
合計年金月額		53,640円	29,210円

※上記年金月額は給付額試算表に基づき計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

1. 年金制度の仕組みとお申込口数・月額掛金

■ 酪農年金の仕組み



■ お申込口数と月額掛金

お申込みは口数単位でのお申込みとなっており、1口あたりの掛金額は次のとおりです。

また、掛金は毎月の乳代より控除されます。

○月払コース 1口 5,000円

○随時払コース 1口 500,000円 (月払コースに加入している方が利用できます)

上記掛金は「酪農年金制度」の掛金であり、掛金の99%を拠出型企業年金保険の保険料に充当しています。また、保険料は「一般生命保険料控除」申告の対象となります。(所得税法第76条)

※上記税務取扱は2024年5月1日現在のものです。法律改正等により将来的に変更される可能性があります。

2. 加入資格と加入手続き

■ 加入資格

本制度へは次の3つの条件を満たす方が加入できます。

○一般社団法人全国酪農協会に加盟する酪農家とその被用者(※)、および酪農団体役職員で、お申込日およびご加入日時点で、健康で正常に勤務している方。

※「被用者」とは酪農業に専業に従事されている方です。

○2024年7月1日現在、年齢満14歳6ヶ月超(※) 満64歳6ヶ月未満の方

※随時払については年齢満45歳以上(加入月は、年2回、1月と7月)

○酪農共済制度既加入の方

■ 加入手続き (増額手続き)

本紙の加入申込書に必要事項を記載の上、所属組合に提出下さい。

3. 保険期間

保険期間は、この制度への加入日から年齢満65歳の期間となります。

<加入日 (効力発生日)>

効力の発生は毎月20日までに全国酪農協会に申込書を提出いただいた場合、翌月1日が加入日となり、その日から効力が発生します。

4. 給付内容

この制度から支払われる給付金は次の通りです。(給付金額については「給付額試算表」を参照下さい。)

○年齢満65歳到達時

10年確定年金・15年確定年金・10年保証終身年金または一時金でのお受け取りとなります。

なお、確定年金はそれぞれの年数の期間、加入者の生死にかかわらず年金が支払われます。また終身年金は加入者が生存の限り年金が支払われますが、受取後10年以内に加入者にご不幸があった場合、残りの保証期間(10年-受取期間)ご遺族に同額の年金または一時金が支払われます。

※年金月額が10,000円未満の場合には一時金でのお支払いのみとなります。

○年齢満65歳到達前に死亡のとき

遺族に遺族一時金が支払われます。

○年齢満65歳到達前に脱退のとき

一時金が支払われます。

*遺族受取人となる者の範囲および順位は、配偶者・子(子が死亡している場合には、その直系卑属)・父母・祖父母・兄弟姉妹の順とし、同順位の者が複数ある場合は均等割(但し、年金受取開始後に死亡の場合は最年長者)となります。

5. 委託保険会社

この制度は、(一社)全国酪農協会がジブラルタ生命保険株式会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

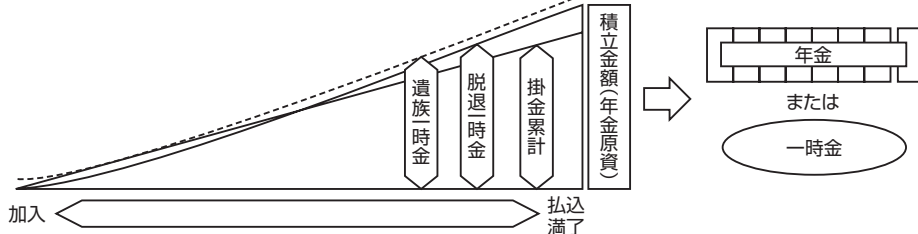
～拠出型企業年金保険加入に際しての特に重要なお知らせ～

この「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」は、拠出型企業年金保険のご加入の申込みに際して特にご確認ください事項ならびにご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願い致します。また、お申込みの際には、必ず具体的なご契約内容が表示されている「加入勧奨資料」をあわせてご参照願います。

契約概要

■商品の仕組み

- 保険商品の正式名称：拠出型企業年金保険
- 保険商品の特徴：酪農家及びその被用者、また酪農団体役員について、自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、団体を契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に掛金を払込み、掛金払込満了後は、掛金払込満了時点の積立金を原資とした年金を受け取ることができます。（年金に代えて一時金として受け取ることもできます。）また、拠出型企業年金保険遺族年金特約により、掛金払込期間中に死亡した場合には、死亡時の積立金に遺族年金特約保険金が増加され、遺族一時金が支払われます。



■ご加入者の範囲

ご加入者の範囲や、ご加入いただける保険金額・給付金額の範囲等の詳細は、加入勧奨資料をご覧ください。

■掛金

掛金はご加入人数に応じて乳代より控除させていただきます。詳細は、加入勧奨資料をご覧ください。

■保険期間

保険期間は、加入日より65歳までとなります。

■給付内容

この保険からお支払いする給付の概要は次のとおりです。詳細は、加入勧奨資料をご覧ください。

- 掛金払込満了を迎えた時：満了日時点の積立金を原資とした年金、または一時金をお支払いします。
- 掛金払込期間中に脱退した時：脱退日時点の積立金をお支払いします。
- 掛金払込期間中に死亡した場合：死亡時点の積立金に遺族年金特約保険金を加算して一時金にて遺族の方にお支払いします。

■積立金に関する事項

- お払いいただいた掛金は、団体の事務手数料、引受保険会社の事務手数料や遺族年金特約保険料を差し引いて積み立てられ、所定の予定利率により運用されます。予定利率については将来変更される場合があります。
- 将来の受取予想額につきましては加入勧奨資料に記載の給付額試算表にてご確認ください。（将来の受取額をお約束するものではありませんのでご留意願います。）
- 加入期間によっては脱退一時金および遺族一時金が払込掛金の合計額を下回る場合があります。

■契約の運営と引受保険会社について

この保険は保険契約者である団体が、ジブラルタ生命保険株式会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。

Gi-企-2024-005(2024.4.25)

注意喚起情報

■お申込みの撤回（クーリング・オフ）について

この保険は、団体を契約者とする保険契約であることから、被保険者となられる方のご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）の適用がございません。ご加入に際しては内容を十分に確認・検討の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

■責任開始期

- ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社のご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「（追加）加入日」からご契約上の責任を開始します。
- 生命保険会社職員・代理店等には保険の加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。
- 複数の拡方（月払・随時払等）を併用される場合は、拡方ごとに（追加）加入日が異なる場合がありますので、加入勧奨資料にてご確認ください。

■保険金等が支払われない場合

次のような場合、年金・一時金等のお支払に制限があります。

- 遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払します。同様に、年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払します。
- 契約者が保険契約締結の際または加入者がこの保険への加入・増口（保険料の増額）の際に、故意または重大な過失により告知を求めた事項について、事実を告げなかったまたは事実でないことを告げた場合は、遺族年金特約保険金の加算がない場合があります。
- 保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払します。

■返戻金の有無

この保険の掛金は、お払いいただいた掛金をそのまま積み立てるのではなく、一部は団体の事務手数料、引受保険会社の事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、加入期間によっては脱退一時金および遺族一時金が払込掛金の合計額を下回る場合があります。

■保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合および契約者保護機構について

引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。また、引受保険会社は金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際予見しえない事情の変更に伴って必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届出の上で予定利率等を変更することがあります。引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額や年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせ下さい。

（お問合わせ先）生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820 ホームページアドレス: <https://www.seihohogo.jp/>

■各ご照会窓口等

- ご契約者（団体）へお問い合わせ下さい。（お問い合わせ先：共済担当 03-3370-5488）
- この制度はジブラルタ生命保険株式会社を引受幹事会社とする拠出型企業年金保険契約に基づき運営されます。
- 生命保険協会における「生命保険相談所」
この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス: <https://www.seiho.or.jp/>）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。